

済は、農業災害補償法に基づいて実施されているわけでありまして、立法精神は同じでございます。その農業災害補償法の特例と申しますか、としてこの実験法案を出しておるわけでございますから、基本的な立法精神は同じでございます。

○林(孝)委員　そこで、立法精神が同じであるという点がはつきりしたわけでございますが、それならば、先日米当委員会でも論議されておりました実施期間の問題でありまして、これも、これがどうして文言としてはつきり明記できなかったのかという点について、他のそうした類例する共済制度には明記されておる、そのように私は知っておるわけでありまして、この場合どうして明記できなかったのか、この際その点をはつきりしておきたいと思つております。

○内村(良)政府委員　農作物共済、畜産共済、家畜共済は農業災害補償法が制定されましたときから、それ以前に農業保険法という法律が戦前からございまして、その延長として農業災害補償法ができたわけでございます。

そこで、果樹共済につきましては、御承知のとおり、本年から本格実施に入つたわけでございます。その前に五年間の試験実施期間を持つたわけでございます。なぜ試験実施をするかと申しますと、要するに、保険でございますから、掛け金率もちゃんとつくらなければならぬ、損害評価もきつちりできるようにしなければならぬ、その他保険技術のいろいろな問題がございますので、そういうことを見きわめてから本格実施に移るというところで、果樹共済についてはそのような方向で事に当たつたわけでございます。

畑作共済につきましても、いろいろまだ技術的な問題で未解決の問題がございますので、実験をして、その実験の結果を見て本格実施に移すということでございます。

果樹共済の場合には五年以内ということをはつきり法律上明記いたしまして実験したわけでございますが、この畑作物共済の実験の場合には、昨日から申し上げておりますように、北海道の畑作

物、それから沖縄と鹿児島、サトウキビ、それから施設園芸の共済というものが一緒になっておりますので、それぞれ被害率等の調査の蓄積その他も進みますので、そういう点からはつきり何年以内ということを明示しないで、様子を見ながら本格実施にできるものから移していくという考え方をしております。そういう弾力的な取り扱いがどうしても必要になりますので、法律上実験の期間を明示しなかつた、こういうわけでございます。

○林(孝)委員　立法手続上からいいますと、北海道、沖縄それぞれ違う、複合しているそれをくくって立法する場合に期限を明記することができないというところはわかります。それじゃ、それだけの地域を指定するなりあるいは対象品目を指定して、くくらないで立法手続をする場合においては、立法上の手続としてはこの期限の明記というのは可能である、そのように私は判断するわけですが、その点はいかがでしようか。

○内村(良)政府委員　法律上三つの実験法案を御提案申し上げるということは法律的には考えられることでございます。ただ、その場合におきましても、ものによつては期間を明示できないものも出てくるのではないかと。すなわち、施設園芸の共済というものは今度初めて本格的に取り組むわけでございますので、これについてはたして五年でいいかどうか。一応五年を目標というふうな考えました場合に、五年でいいかどうかというような問題もございまして、三つに分けたからそれぞれについて期間を明示できるという性質の問題ではないのではないかとこのように考えたわけでございます。

○林(孝)委員　そうしますと、結局三つに分けても期間を明記できない、一つにくくつても明記できないという内容のものである、そのように理解してもいいわけですか。

○内村(良)政府委員　保険技術上解明しなければならぬ点が多々ございまして、性質的には先生のお説のとおりでございます。

○林(孝)委員　保険という面から考えますと、当然試験実施というところも必要だと思つて、しかし、他の先ほど説明のあった共済制度と比較して、これがことさらに保険制度として見てみても、期限を三つとも明記できないものであるというところでもないと思つております。その辺のもう一歩突つ込んだ努力というものは、あるいは分析というものがあれば、どういう条件にあるうと、これは必ずしも三つとも明記できないといううなものでもない。まして今日までの農林省が努力してこられた調査、分析、そうした積み重ねがあつてこられた臨時措置法案として提出されているわけですから、その過程において当然そうした問題についても議論がなされたと思つて、そういう点から考えて、どうしても明記できないものではない、このように私は判断するわけですが、したがって、いまいろいろ説明を受けているわけでありまして、いまいちこの説明が不鮮明であるという印象をぬぐい去ることができない、また、明記しないという点の影響、これは法律という面から考えてみた場合に、やはり不完全であるという点を指摘したいと思つております。そういう点を私はいま感ずるわけでありまして、そういう点を私はいま感ずるわけでありまして、その点になつてきますと、それぞれ農林省の見解との違いというもので処理されるかもしれせんけれども、その点をもう一度明確にお聞きしておきたいと思つております。

○内村(良)政府委員　実験をやります場合におきまして、実験を担当する共済組合あるいは連合会の立場からいいますと、どれぐらいの期間をやるのかということとはつきりしておいたほうがいいことは事実でございます。

「委員長退席 渡辺(美)委員長代理着席」したが、いま私どもといたしましては、一応目途として五年ぐらいということも言うつもりでございますが、といて、それじゃ五年で必ず本格実施に移せるだけのいろいろな保険技術上の問題が解明できるかどうかという点は問題がございます。そういった点について十分説明をして納得

を得た上で実験に移りたいというふうに考えているわけでございます。いずれにいたしましても、本格実施に早く移るほうが農家経済にとつて非常に望ましいというような場合には、私どもも極力早く本格実施に移るような努力はもちろんです。わけでございます。のんびりだらうと実験をやつて、それで当面を糊塗するというようなことは全く考えていないわけでございます。

○林(孝)委員　いまの趣旨はよくわかりました。それで、保険技術上の問題ということでありまして、この点については、たとえば三年、五年あるいは十年と、現在のところは明文化されてないわけですから、その間にその三つを例にあげて考えて、技術上の問題で三年の場合はこうだけれども五年たてばこうだ、十年たてばこうだというような問題ではないと思つて、たといへば、今日まで農林省が研究してきたことを踏まえて、このものについては三年たてば保険技術上の問題ははつきりするということ、一つのゴールをきめなければいかぬ、またこのものについては五年というところで一つのゴールをきめよう。いわゆるゴールがなく、スタートを切る、いつまでも走り続ける、こういうあいまいな状況のもとにおいて一つの法律がきまるといふこと、いろいろなすつきりしない点を感ずるわけなんです。このように考え方はどうなのでしょう。

○内村(良)政府委員　先ほども申し上げましたように、私どもといたしましては、一応の目途として五年ぐらいということを示して実験に入るわけでございます。まして、なるべく早く本格実施に移したいと思つておりますけれども、一例を申し上げますと、料率をつくる場合に、一番理想的なのは、過去二十年ぐらいの被害率があるのが理想的なわけでございます。ところが、施設園芸等につきましては、実験を今後五年やりましても、それだけの期間にならないというようなこともございまして、それから政府の再保険をつけてやるのは、畑作共済、いままで北海道で実験した場合におきましても、それは連合会だけで危険分散する

というやり方で、再保険までつけてやるのは今度の実験法案が初めてでございますし、その他損害評価のやり方の問題、本格実施に移す場合には十分解明すべき点もございますので、一応五年ぐらいという目標を示してやれば、関係者も大体納得して実験に当たってくれるのではないかと、いうふうに思っておりますのでございます。

○林(孝)委員 一応五年というめど、そしてそれは明文化されてないわけですが、そういう方向でいく、それを前提として今回スタートするわけですが、それを前提としてこれから質問をしていきたいと思うわけですが、その場合に、本格実施ということになったときに、農災法との関連を農林省はどのように方向づけられておるか、お伺いしたいと思います。

○内村(良)政府委員 本格実施をいたします場合には、農業災害補償法の中に畑作物共済に関する規定を設けるわけでございます。

○林(孝)委員 了解しました。

それからもう一つは、今回地域が指定されておりますし、それから対象品目も指定されておる。こうした農林省の今日の努力というものは当然私も評価しておりますけれども、少なくとも本格実施ということ、さらにその次には対象品目をどうするかという問題も出てくると思ひますし、また、もっと早い時期に農政上の問題としてこの共済制度をどういう方向に位置づけるかという問題も当然考えられなければならないと思ひます。たとえ農政上から見た場合に、適地適作というところが、すでにわれわれも主張しておりますし、また農林大臣からも直接当委員会でも答弁があった。また農政がそのような方向に向いておる。こう考へていきますと、適地適作ということでは生産が進んでいく。ところが、そうした過程で共済制度の対象にしなければならないというような状態が起った場合、現在の臨時措置法案、これは五年ということでありましても、その間に起った場合、それはもう試験実施のワケ外に置かれておるわけですから、共済という対象にも

ならないし、またそうした人々を救うということもできないという問題が起ってくると思ひます。そういう面から考えますと、対象品目というものは、六品目に止つたということでは今日の経過でわかっていますが、さらに拡大していかなければならないのではないかと、そのように私、考えるわけですが、その点はいかがですか。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

○内村(良)政府委員 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案の第二条で「この法律において「指定畑作物」とは、主要な畑作物のうち政令で定めるもの」ということになっております。したがって、今後いろいろな要請から実験をやる必要が起った畑作物につきましては、この法律で指定ができるわけでございます。したがって、必要が起つてくれば、私どももいたしましては、現在指定を予定しております六品目のほかに畑作物について指定をして実験をするということはあるわけでございまして、必要と

○林(孝)委員 それではお伺いしますが、必要と

いうふうに判断する基準ですね。これは何かものさしがあるわけですか。それともこれは必要でないこれは必要であるというものは主観的に判断されるものなのか、そういう面が、政令ということである、そういう幅を持たせているだけにどうもなっているわけでありましても、この点はいかがでしようか。

○内村(良)政府委員 たとえば面積がこれだけヘクタールなければならないとか、そういうような基準は別に考へておりません。ただ、現在、御承知のとおり、ホップ、茶、たばこ等につきましても料率の基礎になる被害率の調査をやっております。これはそういった要請があつて、私どもも調査をする必要を感じてやっておりますのでございます。したがって、今後残つておるものは地域特産物が多岐にわたりますが、地域特産物で非常に県の要望も強い、関係の農家からもぜひやってくれというような御要望のあるものにつきますし

では、私どももそういったものを取り上げていくということ、機械的な基準というものは考へてもそれは現実性がございせんし、実際上の要請に基づいて仕事を進めたいというふうに考へておるわけでございます。

○林(孝)委員 いま地域特産物の話がありましたけれども、現在、農林省に、そうした地域特産物でこうした共済制度の対象品目として調査を依頼してきているものにはどういふものがありますか。

○内村(良)政府委員 お茶、たばこ、ホップ、それから、これは畑作物ではございせんけれども、イグサについて要望があり、現在調査を行なっております。

○林(孝)委員 いま答弁のありました、たとえばお茶、ホップ、イグサ等についての調査の現状を説明していただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 昭和四十五年からの調査を開始しております。料率、被害率等が実験をやるのに耐えるようなものができるのは、あと数年やってみないとむずかしいのではないかと、いうふうに考へております。

○林(孝)委員 これもまたあと数年ということでありましても、たとえばお茶を例にとつて考へてみても、農林省はすでに四十五年からの調査ということでありますけれども、お茶の各生産地の状況を調べてみますと、その四十五年ころには、毎年毎年のことながら、たとえば凍霜の被害、こういうものでどれだけの被害が起つて、そしてお茶の生産にどのような影響を与えておるかという情勢分析、実態調査というものがすでに行なわれておつて、これからさらに数年お茶に關して調査をしなければ被害状況が具体的につかめないうというふうな実態ではない、私はそのように判断しているわけですが、いかがでしようか。

○内村(良)政府委員 共済制度の被害率の場合には、昨日からも非常に議論が出ておりますけれども、たとえば三割足切りなら三割足切りという

ものを前提にした被害ということで被害率の調査をいたしませんと、料率作成のデータとしては使えないわけでありまます。一般的な被害調査からそういうものを推定する方法もございせん。しかし、推定する場合におきましても、共済制度の料率作成に役立つようなデータがある一定年数でございせん。信頼性のある数字が出てこない。すなわち、そういう共済制度に使用される被害率と一般の被害率との相関関係というものを考えまして、一般の過去における被害率からそういう共済制度に使用される被害率を推定するという場合におきましても、共済制度に使用される被害率が一定年数ないと、信頼性のある数字が出てこないというふうな技術的な問題がございまして、それからもう一つお茶について非常に問題なのは、お茶は茶つみを何回かやるわけでございます。そこで、被害を見る場合に一体どの被害で見ると。第一回だけを共済の対象にするのか、それから二番茶、三番茶、こうございまして、その辺のところを共済制度として仕組むときにどういうふうに考へるかというふうな技術上の問題もあるわけでございまして、そういうことについて現在いろいろ研究しております。

○林(孝)委員 一般と共済の被害率、それからその料率作成の問題、それからまた茶つみのいつの時点をとらえるか、これは当然技術的に非常に困難な問題だと思ひます。それはもう困難な問題として、その上に立つてこの共済というものを考へるわけですから、どの点がどのようにはつきりすれば共済制度として具体的に対象品目にするかということがどういふ内容のなかで、たとえば数学でいうならば、この未知数が解決されればといういわゆるX、Y、そういうものがこの中にあるのではないかと、思ひます。それがはつきりすれば、解明されれば共済制度としてスタートができるのじゃないか、こういうふうに考へるのですけれども、そのX、Yは一体どういふふうに考へられておるか。

○内村(良)政府委員 やはり共済保険制度でこ

昭和四十八年六月二十八日

ざいますから、料率の形成がまず一番大事な問題でございます。料率を形成するに足るデータをつくるには、少なくとも五年ぐらいの被害率があることが望ましいというふうに考えておるわけでございます。

それからあともう一つ問題は、現実の保険需要がどれくらいあるだろうかという問題でございます。農家の方から要望があるけれども、実際保険として仕組んでみようと思つた場合に、加入農家が非常に少ないということになりますと、これは保険としてなかなか成り立ちにくいという問題もございます。したがって、実際の保険需要というものがどれくらいあるかということにつきましても十分調べてみなければならぬ問題があるわけでございます。

○林(孝)委員 この保険需要はどういう調査に基づいて判断されるわけですか。

○内村(良)政府委員 これは、こういう仕組みで共済制度をやつてみたい、あなたは入りますかというふうな聞き取り調査と申しますか、そういうふうなことで、ある程度需要を調べてみるというふうなやり方があるわけでございます。

○林(孝)委員 それは現在行なわれておるわけですか。

○内村(良)政府委員 ただいまのは意向調査でございまして、ここに私が持つております資料、昭和四十五年、四十六年度、四十五年は岡山県、熊本県、四十六年は福岡県につきまして、イグサの共済制度に対する農家の意向調査をやつた数字がございます。それによりまして、全体で百四十戸の意向調査をいたしまして、ぜひ必要が六戸でございます。それからあつたほうがよいが三十二戸、あつてもなくてもよいが四十四戸、必要なが四十四戸で、わからないが十四戸というふうなことになるわけでございます。

○林(孝)委員 そこで、先ほどから品目として要

望が来てるというのであげられましたたばこ、お茶、ホップ、イグサ、こういうものに関して、さらにこうしたデータは、いま四十五年、四十六年の三カ所についてあげられましたけれども、正確なデータという意味から考えますと、これは幅広くやつていかなければならないと思ひますし、私はそういう意味で、各県に地域特産物というものがあつたわけ、そうしたこと、これ、やはり調査対象そのものの地域も幅広く、そうして正確に判断できる資料を集めなければならぬと思ひます。そういう意味において、いまはイグサの例をあげられたわけですが、それ以外に調査をされておるかどうか。そしてその調査の対象として、少なくとも先ほどあげられました葉たばこ、お茶、ホップ、イグサ、私たちはさらに落花生とかカナンショ、そうしたものを含めて調査品目として調査に当たられることが望ましい、そのように考えるわけでありまして、その点について見解をお伺いしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 その他のものについても意向調査はやつております。

それから、ただいま先生からお話がございました落花生でございまして、これは日本の畑作物の中におきまして相当ウエートが高いわけでございます。ところが、どうも現実にはあまり希望がないというところになっておりますので、調査はいたしております。

○林(孝)委員 四十五年からの調査でありますので、あと数年かかるということでありまして、けれども、それでは要望として申し上げておきたいと思ひます。この調査に関しても、農林省として何年度を目途に調査を完了する、というふうな、具体的なゴールを定めて調査されることを要望したいと思ひます。この法案自体の試験実施の期間が見解を申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、今日までこの委員会でも議論になつておりました国庫負担の問題。それを大幅にアップしてもらいたいという議論が今日まで出て

おりました。私も同意見でありますけれども、その算出する国庫負担率の根拠について明確にしておきたいと思ひますので、説明していただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 本実験につきましても、国の助成につきましては、法律の第二十七条で事務費の補助、それから関係の農家に対する、法律上の用語といたしましては共済契約者に対する交付金の交付という規定があるわけでございます。そこで事務費は標準事務費を補助するわけでございますが、第二項の政令で定めるところによる畑作物共済及び園芸施設共済契約者に対する交付金につきましては、私どももいたしましては、畑作物については純共済掛金の三割、それから園芸施設共済につきましても純共済掛金の一割を交付したいというふうに考えているわけでございます。

○林(孝)委員 その三割と一割の根拠がどこにあるかというところが私の質問なんです。

○内村(良)政府委員 過去におきまして、実験の場合にこういった交付金を共済契約者に対して交付した例は、果樹の実験の場合にそのような措置がとられたわけでございますけれども、実験でございましてから、いわゆる農業災害補償制度として農業災害補償法に基づいて実施されているものと、これはまあ農作物共済、畜産共済は強制加入で、ある一定の米をつくらなければならない人、全部保険にかからなければならないというふうなことになるわけでございまして、これについては国庫負担が五割以上になっているわけでございます。しかし、実験でございましてから、実験する農家の数は大体一割ぐらいの農家でございまして、目的が今後の本格的実施のいろいろな保険技術上の問題の解明ということでもございまして、果樹の場合は交付金が純共済掛金の一割だったわけでございます。そこで、今度の畑作物共済の場合につきましては、過去の先例が一割というのがあるわけでございますが、畑作物の重要性、果樹が大事か、畑作物が大事か、どっちが大事かというところは、これは議論があるところでございますけれども、

果樹の経験と畑作物の重要性等にかんがみまして三倍の三割ということにしたいわけでございます。それから、園芸施設につきましても、これは任意共済ということ、たとえば農家の畜舎というふうなものは任意共済の対象になるわけでございます。任意共済の場合には全然国庫負担がございません。そこで、施設園芸の施設ももちろん農業生産に使われるわけでございますが、そういった畜舎といったようなもの、たとえば畜産経営というところから考えれば一つの大事な農業経営上の資産になるわけでございます。そういったことを考えまして、園芸施設については一割、果樹の場合と同じように一割ということ、大体妥当ではないかということ、きめたわけでございます。

○林(孝)委員 それから、沖繩のサトウキビについて昨日いろいろな議論がございました。そこで、見解をただしておきたいわけでありまして、けれども、沖繩の基幹作物であるサトウキビ、この振興についてはこうした共済制度とあわせて土地の基盤整備あるいは品種の改良とかあるいは技術開発、価格の安定、そうしたものを考えていかなければならないのではないかと、このように考えるわけでありまして、共済制度のみで解決される分野というものも当然あります。しかし、沖繩のサトウキビについては、そうした広範囲の行政というものがお互いに有機的に機能して振興されていくものであろう、私はそのように理解するわけでありまして、その点いかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 サトウキビは沖繩県における農業の重要な作物でございまして、従来から甘味資源特別措置法に基づきましてサトウキビ生産振興地域に指定するとともに、土地基盤の整備、栽培省力化の促進のための栽培管理用機械の導入、収穫機械の開発等生産振興対策の推進に努めてきているわけでございます。したがって、今後ともサトウキビの重要性にかんがみまして、特に栽培の省力化、収穫期の機械化を中心とした栽培の改善、それから土地基盤の整備を中心して積極的なサトウキビ生産の振興をはかるという

うことで、いろいろ予算上の措置もとりながら生産の拡大、農家経営の改善につとめていこうとてございまして、そういった生産対策とあわせて、災害を受けた場合に補償があるというふうな災害補償制度というものができてくれば、今後沖縄農家の経営の安定にはかなり役立つものがあるのではないかと、いろいろ考えておるわけでございします。

○林孝委員 この問題については政務次官にも、いまの答弁を踏まえて明確なる答弁をしていただきたいと思います。

○中尾政府委員 先生の先ほどから述べられたその線で努力したいと思っております。

○林孝委員 それから最後の質問になります。これは秋田県の野菜生産の現状なんですけれども、四ツ小屋地方ということで報道されておりますが、政府の転作奨励に基づいてたとえバシニギクとかホウレンソウ、レタス、そういうものを生産した。これは野菜の生産用地であります。ところが、天候の影響を受けて生産、出荷の段階になって非常に値段が安くなってしまった。その結果、もう売り出すことがマイナスになるという判断をして、堆肥にホウレンソウも野菜もしているという現状が報道されておるわけであります。こうした場合の共済という面はどのように考えていけばいいの。こういうことはもうたびたびいまでもいろいろな報道を通してわれわれも知ってきたわけです。片一方では野菜が非常に高いというところで問題になっており、片一方ではこうした状態にある。農林大臣も、その原因の一つに天災という、いわゆる天候が問題である、天候の影響を受ける、そうした指摘をこの委員会でもされたことがありますし、今期六月においてこういった実態がある、この野菜の生産用地においてもうそういうことだということなんです。こういうことが絶えず繰り返されていくかという、私はそうではないと思ひます。もちろん流通機構の問題だとかあるいは価格安定、価格補償という問題にも関連しますけれども、この畑作共済という

問題に関連して、この点について農林省の見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 露地野菜について共済制度はできないかというところは非常に強い要望があることも私も承知しているわけでございします。ところが、この露地野菜を共済の対象にするというところは、率直に申し上げまして、非常にむずかしいわけなんです。それはなぜかと申しますと、まず第一に、品種、銘柄が非常に多い。それからさらに作付面積、作柄それから価格が非常に変わりやすいという面があるわけでございします。したがって、そういったことがあるのだからむしろ共済が必要なんじゃないかということではございしますが、いざこれを共済制度に仕組もうといたしますと、そういつたことが基準収量をどうするか、共済金額をどうするか、損害評価をどうするかというところを一つ考えました場合に、これはとてもむずかしいというところで、現在のところ、率直に申し上げまして、露地野菜について共済制度を仕組むというのにはなかなかむずかしいのではないかと、ふうに考えているわけでございします。

○林孝委員 終わります。

○佐々木委員長 柴田健治君。

○柴田(健)委員 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に対して同僚委員からもう相当御質問がございましたので、私の持ち時間で簡単に御質問申し上げたい、こう思ひますので、また答弁されるほうもひとつ簡潔にお願いしたいと思ひます。

まず、この法案を提案されたねらいというものは、やはり農家の所得をどうふやしていくかということが基本になっておると思うのであります。そういう観点から申し上げますと、この制度で、どうも研究期間でありますから、まだまだ論議を深めていかなければならぬ問題がたくさんあるかと思ひます。しかし、とりあえずやるとするのでありますから、私たちはあえてそれを反対するわけではございせんから、いづれこの法案も本日、附帯決議をつけてあげていきたい、こう思っ

ておるわけなんです。

それについて、まず日本人が食べる野菜の消費量というものは大体どの程度の数量になっておるか、将来どの程度消費量が伸びていくのかというふうな点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田政府委員 野菜の生産量そのものは比較的安定をいたしております。昭和四十六年現在で生産量は千五百三十一万トンでございします。将来の見通しは、私ども持っておりますのは、昭和五十七年におきまして、現在の六十万ヘクタールが、主要野菜で七十四万七千ヘクタール、生産量は二千二百二十万トンというように考えております。そこで、いまの千五百万トンの中で、可食分と申しますか、多少ロスが出てまいりまして、捨て去る部分を除きますと、一人頭での消費量は大体百二十キロ前後でございまして、これはイタリヤ等の特殊に野菜を消費いたします国を除きますと、世界的に見て、野菜の消費量としては一流であるというふうに考えられます。

○柴田(健)委員 野菜の消費量や生産の見込み量と言われたのですが、この法案の対象とされる六品目のうち、サトウキビははずして、五品目の消費量、五つに分けてどういうことになっておるのですか。

○内村(良)政府委員 消費量の統計をちょっと持っておりますので、作物の性質から見ても、大抵生産されたものは消費されるのではないかと、いうふうな考えました場合に、北海道のパレイシの生産量は百八十六万八千トンでございします。てん菜が二百九十九万七千トン、大豆が一万三千トン、アズキが四万トン、インゲンが八万四千トンということになっております。この数字は昭和四十六年度の数字でございします。

○柴田(健)委員 そのうちパレイシは北海道が百八十六万トンですが、内地その他で合計するとどのくらいになるのですか。

○内村(良)政府委員 四十六年の収穫量でありまして、パレイシは全国で三百二十七万一千トン

でございします。アズキが七十七万七千トン、インゲンが八十九万七千トン、大豆が十二万二千トン、てん菜が北海道と同じ数字で二百九十九万七千トンでございします。

○柴田(健)委員 数字はこれ以上あれですが、ただ、パレイシはパレイシで北海道の反収、要するに収穫量と内地の収穫量でどのくらい開きがありますか。

○内村(良)政府委員 正確な数字を持っておりませんので、大体内地の反収は北海道の八割ということにございします。

○柴田(健)委員 今度のこの法案で、サトウキビはちよつと別ワケにしても、五品目の中のパレイシというものは北海道だけという限定をすることで、いろいろ私たちが納得のいかない点がある、附帯決議においても地域拡大をやつてもらいたいということを決議の中につけたのですが、そういう立場からいって、青森においても、また岡山県の牛窓地域もパレイシの歴史的な生産地であります。そういうことを考えたときに、この五つの品目を全国的に地域に広げるといふのは、試験でありますから、なかなかむずかしいことだと思ひますが、とにかくそういう歴史的な生産地——特に農林省は適地適産という長いことばの中で今後野菜の集団栽培地の育成ということについては、一方ではそういう奨励をしていかなければならぬ、そういうことを方向づけされておる。ところが、一方では共済制度は北海道だけに限定するというのは、片手落ちのような気がするわけです。だから、そういう点はもっと地域の拡大をするという前提に立って、北海道だけがパレイシではない、日本の中でできるところはそういう適地適産という立場で、生産地の育成という立場でものを見ないと、農家の所得というものをどう上げていくかということを考えたときには、やはり共済制度というものは必要である。そういう立場でつくられる制度であるから、特定の地域だけを限定するという考え方は、この際あらためて取り組んだほうがいいのではなからうか、

こう思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。私も、私どもも実験をいたします場合に、内地の畑作物についても若干実験をしてみたいというところを考えたわけでございます。ところが、実験の対象は全農家の一割くらいということを考えました場合に、内地で、ものにもよりますけれども、なかなか一つの集団として固まってこないようなものもあるということでございますので、いろいろ考えた結果、実験はとりあえず五品目については北海道でやろう、そこで、その結果を見て、もちろん本格実施の際には内地でも保険需要のあるところにはそういった制度が適用できるようにしたい。その場合に、それでは北海道の料率で内地をやるのかという問題が次に出てまいりますので、これは実験の過程で、今後内地にそれを広げていった場合に、北海道の実験を基礎にしながらどういうように料率の形成その他を考えるかということとは並行してやらなければならぬというふうに考えておりますけれども、とりあえず実験としては北海道の五品目でやりたいというふうに考えたわけでございます。

○柴田(健)委員 この法案の制度は、今度沖繩のサトウキビも中に入るわけですから、問題が地域別に——いままでの基礎的な諸問題が解決されない地域というのは沖繩だろうと思いますが、そういうおくれた地域、また進んだ地域、全国ひっくり返る一つのそういう地域の上に立って制度をつくるわけでありまして、いろいろ問題があるうと思ひます。しかし、私たちは何としても農政の基本的な重要な一つの柱は、やはり農作物の共済制度をどう整備拡充するかということで、いままで水稲なり家畜なり建物共済全体いろいろ共済制度が充実してきておりますけれども、一番おくれでおるの——果樹共済が本格的実施という段階に入つた、蔬菜、野菜がこれからということになれば、全体的な農政の中でも共済制度は非常におくれておるという感じをわれわれは持つ。私は、国が食料政策の中で国民全体の栄養計画を

どう立てるかということが基本にならなければならぬし、そしてその栄養計画の中で自給率を高めるための生産計画というものがなければならぬ。この生産計画にあわせて価格政策がないと、共済制度というものはやはり成功しないのではなからぬ、こういう気がするわけですが、やはり生産計画と価格政策、それで一方では共済制度を確立していかなければならぬ。そういう関連的なものが一体となつて進んでいかないと、農政全体の前進とは言えない、こう思うのですが、その点について、政務次官、どうですか。きょう大臣来てないから、政務次官、ひとつ見解を。

○中尾政府委員 全くそうだと思います。

○柴田(健)委員 簡単明瞭でけっこうです。私は政務次官にちよつとお尋ねするが、農民がいろいろなくふうをして相当の投資を、要するに、固定資本、流動資本、いろんな資本を投下し、そして資本投下率から見るとたいへん膨大な資本投下をしておる。この資本投下をして農民がつくり出す生産品目をそれぞれ調べてみると、コストがそう高いとは思ひません。たとえば野菜類を見ても、日本の野菜は世界的に優秀だと思ひます。中国の北京白菜という白菜なんか中国のほうが優秀かも知れません。けれども、日本の野菜類が、くだものにしてもそうですが、国際的に見てそう味が悪くて品物が悪いというようなことはあり得ない、こう私たちは一つの自信を持つておる。そういう立場からいうと、この味がいいもの、りっぱなもの、コストが高くなるというのは、昔もいまもない原則があると思ひます。コストダウンをはかるために徹底的に省力化ということで農民は努力しておる。それにもかかわらず消費者価格はなぜあんなに高くなるのか、私たちはふしぎに思ふ。どこに欠陥があるのか。たとえばこういう共済制度をつくつて、消費者に、国民生活に寄与するために供給していかうという一つの使命感を持つて農民はつくつておる。それだけの使命感を持つてつくり出す農民のことをもつと真剣に考えたら、消費者価格というものを、要す

るに、流通の過程における流通経費がもつと合理化できるような体制をつくるべきではないか、こういう気がするのですが、政務次官、どうですか。そういう農民が一生懸命努力しておるその上に立って流通をどうするかということを考えて、お答え願ひたい。

○中尾政府委員 いま日本の経済の流通機構が一番基本的な問題になつておる、これはもうまさに先生の御指摘のとおりだと私は思ふのでございませう。あらゆる省力化をしながら農村が実世界に冠たる良質の野菜、果樹をつくり出せるにもかかわらず、値段がまさにそれに値しないだけの価格でいわゆる消費経済をまかなつておる、これじややていけないじゃないかという御指摘は、私ども目下の課題として急務だという気持ちで取り組んでおるわけでございませう。やはり流通機構そのものにたいへんな問題があるというところはもう先生の御指摘のとおりでございまして、いろいろの要因がございまして、そういう国家的な機構上の問題というものは鋭意努力してこれをとらえていかなければならぬという責任を痛感するものでございませう。

○柴田(健)委員 私たちが地方で、たとえば農業団体、農協と相談をして——農協の基盤は農民です、組合員は農民ですから。農協が主体になつて、たとえば消費地にいろいろ供給していく体制をつくらうとする。ところが、やもすれば地方公共団体なり農林省のほうはあまりいい顔をしない。依然としていままでの体制を維持する、何か既得権があるような、その既得権という一つのワケの中にこだわら過ぎる。新しいもの、いわゆる発想の転換というものが全然ない。たとえば農林省には流通機構を改善するいろいろな専門的な責任体制というものができておる。それが一つも——一つも言つちや失礼だけれども、前向きな姿になつてないという気がするのですが、そういうところから流通の問題についてとつと別な、専門的にこの機会に、つくるほうにはこの共済制度をつくるが、消費のほうにでき上がった品物を

供給していく、そして消費者の、国民の口に入るまでの間の改善というものを並行してやていかないといけないと思ひますが、それに対する決意をひとつ聞かせてもらひたいと思ふ。

○中尾政府委員 先ほど先生御指摘のとおり、この共済制度が北海道のみにとどまらず、全国一律にそういう野菜類等の問題で加味されるべき問題ではなからうかという御懸念でございませう。私も全くそのとおりと思ひます。農林省は流通機構に対する積極的な取り組み方をその担当局でやつておるわけでございまして、ぜひともひとつこれは私どもの英知、能力をしばつて、その問題解決は、農林省のみならず、各関連する省にも協力を求めて、問題解決は各省と比べまして農林省はこれでも一番積極性があるのではないかとと思つておるわけでございまして、それだけにひとつ先生方のお知恵も存分に反映していただければこれに過ぐる幸ひはない、このように考えておりますので、どうぞひとついろいろ御指導、御鞭撻のほどをお願いしたいといひながら次第でございませう。

○柴田(健)委員 その問題はいろいろ将来お互いに重要な研究課題として英知を集約しなければならぬと思ひますが、私、今度の特に施設園芸の問題でお尋ねしたいのです。

北海道、沖繩というのはそれぞれの同僚議員からいろいろ御質問されたのでありますが、この園芸施設が新たにできる場合に、半ば永久的という固定した施設についてはある程度すみやかに対象の認定ができる。けれども、移動性の施設、それに簡易施設、そういうハウスのような施設はいろいろ種類がありますが、そういう施設に対する認定というか、この共済制度にどういう方法で入れていくかという、その点のお考えを聞かしてもらひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 園芸施設共済の共済目的といたしましての特定期間施設には、普通のガラス室及びプラスチックハウスを対象にしたいと思ひます。

そこで、非常に簡易なものまで対象にしたかどうかというところでございますが、昨日も御答弁申し上げましたけれども、一アール当たりの建設費が三万円に満たないようなものはこの際除外したいというふうに考えております。それは農家の保険利益ということ、それから農家のそういった損害の自己負担能力ということを考えまして、三万円程度ならばこれを除いてもいいのではないかと、いうふうに考えたわけでございます。

なお、移動ハウスにつきましては、三万円以上のものでなければ対象にしたいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 それでは、大きなその他は別として、金額で押える。そうすると、地域によって不公平が出てくるという気がするわけですね。あまり金額だけで加入基準をきめるというふうなことは、私はおかしいという気がするのです。たとえば一つのいままでの例で申し上げますと、集中豪雨、風害を受ける激甚地として災害の対象の指定を受けるわけですね。そうすると、簡易ハウスであらうと永久ハウスであらうと、いろいろ被害を受けた施設については激甚災害地として政府の制度融資を受ける恩恵がある。今度はこの制度で、あなたは共済保険にはいれない施設です。こうした場合に、同じ災害を受けて、片っ方は政府の災害融資法の対象になる、片っ方はならないということになる心配が起きますと私は思うのですが、その点、どうですか。

○内村(良)政府委員 今回の園芸施設共済は災害融資制度と制度的に結びつけて考えていないわけでございます。したがって、融資を受ける、要するに、再建のための運転資金が必要だということと損害の補償とは違いますが、共済に加入できないから融資が受けられないということにはならないように、当然そうしなければならぬと思っております。

○柴田(健)委員 それから、私はこの点が心配なんです。日本の役所というものは、痛ければ放せという政策を常にとってくるわけです。加入が

したければこういうことをしなさい、災害の融資を受けたいのなら加入しなさい、こういう加入できるような施設につくりかえなさい、こういう痛ければ放せという政策をやもすればとってきたのが日本の役所なのです。そうしたことを考えたときに、あなたのほうは共済制度に加入できないような施設ですから、施設とは認めない。今後施設台帳——共済制度に加入したものがほんとうの施設台帳としての施設である、こういう統計的な数字が農林省に上がってくる、片っ方は上がってこない。そういう点で、たとえば岡山県を申し上げると、イチゴは簡易ハウスでやっている。それからもう一つは、好むと好まざるにかかわらず簡易ハウスにならざるを得ない作物がある。連作がきかない。毎年毎年同じところでつくれない、ハウレンソウにしてもそうだし、シュンギクにしてもそうだし、とにかく毎年同じ土地でつくるわけにはいかない、土地をかえなければいけない。二年ごとか三年ごとに土地をかえていくという。それから連作のきかない野菜類がある。そうした場合には、好むと好まざるにかかわらず移動的な簡易なハウスを、施設をつくらなければならぬということになる。そういう点についてのお考え、どうですか。

○内村(良)政府委員 移動ハウスは対象にいたしません。それから融資との関係でございまして、確かに先生の御指摘になりましたような問題が全然ないかどうか。これは現実運用の問題になつてくるわけでございますが、そういうおそれが全然ないかどうかという点につきましては、これは問題があるところかとも思います。そこで、今回の実験の場合には、御案内のように、現在の施設園芸農家の約一割について実験するわけでございます。しかし、県も全部じゃなくて特定の三十県ぐらいを予定しておりますけれども、県で実験する。したがって、その実験期間中あまりそういった問題は起こってこないと思います。というのは、共済に加入していないから融資はだめだとい

うようなことはしない。ただ、本格実施になって全国が一つの制度になりますから、そのときにはそういういったおそれが全然ないかどうかということ、これは私もどうしても非常に注意しなければならぬと思っております。そういうことはしないように今後指導しなければならぬと思っておりますが、私もいたしましては、この共済制度と融資制度を結びつける運用をやるということは全然考えておりません。

○柴田(健)委員 私は、この制度で試験期間はなるべく早い機会に——この間の参考人の御意見を聞くと、もう三年ぐらいで本格実施してもらいたい、本格制度に切りかえてもらいたい、こういう強い御意見が出たのですが、私たちも三年ぐらいでぜひ本格的な制度に踏み切るべきだ。それまでは何が何でも完全な試験というか、実験の間を有効に能率的に迅速に、そして手落ちのないように、将来の万全を期するためにやってもらいたい。いまいろんな予算を見ると、あまりかんばしくない予算ですが、この程度の予算でいくと、三年間というのはもう初めから五年でくくってやっているのではないだろうかという気がするのですが、この点はどうですか。

○内村(良)政府委員 四十八年度の本制度に關します予算は、本実験を来年から始めますための宣伝費みたいなものでございまして、そこで、実験の経費は四十九年から組むということになるわけでございますが、私もどなたもいたしましては、なるべく予算に不足しないような予算を大蔵省に要求したいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 宣伝費だけであれだけの予算かなという気がするのですが、これは宣伝しておくと、来年からやるというのなら、それもわからないうわけではないのですが、もう少し予算をとって、宣伝もやるが直ちに体制づくりに入るといふような気魄がないと私はいけないと思うのです。何とかして予算のやりくりをしてでも、そういう心がまえでやってもらいたい。

まのたとえば農業共済に将来やってもらうのだ。けれども、施設の場合は、いろいろ基準が、施行規則ができるところですが、損害の評価の問題、それから加入するときの認定の問題、いろいろの地域においていまだ手がつけられなかった問題だけにむずかしさが出てくると思うのです。そうした場合に、いまの陣容、機構でやれるのかという、特別にこれに並行して、たとえば農業共済に対する大幅の補助を、人件費を出して、そういう認定官とか認定制度が何か確立できるように方法を講ずる必要がある、こういう気がするのですが、そういう考え方があるのかないのか、お尋ねしたい。

○内村(良)政府委員 園芸施設共済の対象施設の価額あるいはその損害評価という点については、なかなか技術的に問題でございます。そこで、先生御案内のように、共済団体は現在任意共済として、建物共済をやっておるわけでございます。そこで、建物共済の知識が、こういった場合相当役立つのではないかと。ですから、基礎はある程度あるというふうに私も認定しているわけでございます。しかしながら、また建物共済と違つたいろいろな技術的な訓練を要する事柄ももちろんあると思ひますので、この実験を行ないます場合には、実験を担当する共済組合あるいは市町村にまず担当者を選定して、その担当者にある程度いろいろなトレーニングと申しますか、専門的な知識の修得の講習その他をやる必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

それから、こういったことをやります場合には、特に評価の問題でございまして、資材が幾らくらいであるとか、そういうことが非常に問題になるわけでございます。したがって、法律上も資材の販売業者等に対して資料提供を求めることができるといふことが今回の実験法案にございまして。

それから最後に、それに必要なお金でございまして、事務費の補助については法律にもはっきり書いてございまして、私どもも標準事務費につき

ましては十分これを見るように努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 この実験の期間中に十分その点は綿密に構想を練つてもらわないと、本格実施になつていろいろな物議をかますことになるおそれがある。その点、私は心配だから、いまからひとつそういう心がまえで、損害評価の問題についても、また加入認定についても、いろんな施設、資材の基準の問題についても、きめのこまかいことをやらないと、また一方的な押しつけ、官僚的だ、こういう、農民のほうから言わせると、どうも押しつけが多いということに非難が起きていけないので、この点は最善の注意を払つてもらいたいということを強くお願いしておきたいと思ひます。

私は農林省のいろんな統計、また各府県の統計を見て一番ややくしく思うのは、たとえばスイカだとかメロンだとかイチゴというのが、果樹に入つたり野菜に入つたりしているんですね。それから、なまシイタケも野菜に入つてみたり特殊生産物に入つたりしている。この点は施設園芸の場合、たとえば今度沖繩のサトウキビだけは入れたが、パイナップルはどうするんだという、あれはいつの間にか果樹に入つていゝんだ、こう言つておるのですね。だから、この点を農林省は統一できないのか。各県は、統計的に数字を見ると、メロンもスイカも果樹類に入つていゝ。どう考へてもこれは果樹に入らない、あれは野菜だ、こう思つても、果樹の統計に入つていゝ。農林省のほうもややくしい場合がある。この点についてはどうでしょうか。食うときには、料理屋で食うのは、くだものを持つていゝと言つたら、イチゴを持つてきたりメロンを持つてくる。野菜をくだものだと思つて食つておるのだから、これはだまされておるんだらうと思ひますけれども、せめて専門的な立場で、将来施設園芸を進める場合は、果樹か野菜かということに明確にしていかなければいけないのではないか、こういう気がするのですが、この点どうですか。

○内村(良)政府委員 御指摘のとおりでございます。その点は実施の場合に、これは畑作物である、これは果樹であるというのには明確にしなければならぬと思ひます。パイナップルにつきましても、ただいま先生からお話ございましたけれども、これは果樹ということ、果樹共済の対象ということと考えております。

○柴田(健)委員 あれはもう果樹ということ認定してしまつていゝのですか、専門的に、学問的に。

○池田政府委員 実はこれが区分されましたのはきめて専門的なことではないのでおそれ入るわけでございますが、これは先生御承知のように、神田あるいは築地の市場に参りますと、市場ではこれを果実で扱つておるわけでございます。したがつて、現在は確かに市場の統計では果実部門の中に入つております。しかしながら、生産統計といたしましては、これはあくまでも野菜というところで施設園芸の中で取り扱つていゝうな考え方から従来からやつておるわけでございまして、ただ、これは余談になりますけれども、市場ですと、果実と野菜の扱いの手数料が違つておりまして、野菜はたしか八・五%、果実は七%くらいでございまして、わざわざ野菜に移しましてよいいな手数料を払わせることもないという感じもいたしまして、市場の扱いとしては、これは伝統的なことございまして、現在のところではいいのではないかと。むしろ、こういった特別な施策の対象といたしまして場合に、抜けてはたいへんでございまして、これはきちんと、ただいま農林経済局長が申し上げましたように、施設園芸の対象としてつかまえておく必要があるというふうに考えております。

○柴田(健)委員 たとえばなまシイタケが統計的に野菜に入つておるのですが、このシイタケ栽培は施設にする場合も、ない場合もいろいろあるのですが、この点なまシイタケはどういう判断をするのですか。

○内村(良)政府委員 その点、実験を開始するにあたりまして、もう一度十分検討しなければならぬところでございまして、どうもなまシイタケは畑作物には入らないのではないかと、林産物ではないかというところではございますが、生物の問題でございましてから十分研究してみたいと思ひますが、どうも林産物ではないか。イグサはもうはっきり畑作物とは言えないという感じを持つておりますけれども、シイタケもちょっと畑作物といひます。いままでの概念の中には入らないのではないと思ひます。

○柴田(健)委員 この統計にはなまシイタケが野菜に入つていゝ。それからこういう統計数字の表を見ると、果実類、野菜類の分類はもうばらばらなんです。そこにわれわれが混乱する理由があるわけですからね。犯人はあなたの方ではないか。だから、至急こういう施設園芸の共済制度ができる機会ですから、ひとつはつきりけじめをつけてもらふ。なまシイタケはわれわれはもう特殊林産物だと思つておる。ところが、統計数字を見れば、なまシイタケは野菜類に入つておる。野菜類に入つておるから、野菜屋で売つておる。パイナップルも野菜屋。何もくだもの屋ばかりにありはしませんよ。野菜屋にもありますよ。だから、ばらばらになつておることに混乱が起る原因があるのではなからうか。この点はけじめをつけてもらいたい、こう思ひます。

もう時間が参りましたから次を申し上げますが、あくまでも施設園芸は将来においても強制加入はしない、任意加入だということを堅持する、この点、間違いないですか。

○内村(良)政府委員 任意加入を続けたいと思つております。

○柴田(健)委員 そうすると、自主的におまへたちはやつてみる、ささやかな援助はある程度はするが、国の一つの逃げ手になるということも一方では考えられるのですが、私たちは、この基準ができたら、一方では農政を強く進めていく、共済制度も、あなたはもう加入しないさいよ、こういうことで半ば強制加入のほうへ持つていくべきではないか、こういう気がするのです。

はなからうか、こういう気がするのです。あなたがいまあくまでも任意加入だということになると、これは地域によつたら成功するところがあるかもしれない。ところが、地域によつたら不成功になる可能性があるという心配がある。この点については早く結論を出すべきではないという気がするのです。これは私の考えです。局長はあくまでも任意加入だと言ひ切つたのですが、その点、間違ひありませんか。

○内村(良)政府委員 私どもといたしましては、任意加入でこれを進めたい、少なくとも実験はつきり任意加入でやる。それから本格実施に移します場合に、実験期間中の危険分散の態様等から考えまして、当然加入制度をこういつたものにつけてもつくつたらどうかという議論があるいはその場合において出ること考えられないわけではございません。すなわち、実験をやつてみて、やはり事の性質から見て、当然加入くらい、すなわち組合であるいは市町村の役場で三分の二以上の特別議決をしたという場合には、当然加入にしたかどうかという意見も実験の結果出ないとも限らないと思ひます。義務加入制度と私ども言つておりますけれども、そういうようなことは絶対あり得ないとは申し上げられませんが、私も、私どもとしては、こういった施設の性質から見て、任意加入でも十分危険分散はできるのではないかと考えていゝわけでございまして。

○柴田(健)委員 もう一つは、地方財政が、交付税の不交付団体は非常に財政的にゆとりがあるのだが、過疎地域とかその他については財政が苦しいということで、もう税金の取れるところは根こそぎ取ろうという姿勢がそれぞれの町村にある。そうした場合に、農業用施設としていろいろな免除規定もある。けれども、この共済制度で施設が一〇〇で中の作物が二五という大体の基準であります。鳥田委員からの質問の中で、どこでこの中の作物が発芽してどの程度だというよう議論もございましたから、私は言ひませんが、しかし、完全なるこの施設共済にはいれるこのい

ろいなる温室、ハウス、その他の施設について固定資産税の対象になる、取れという、町村によってあるはもう固定したのだから固定資産税をかけるべきだ、農業施設でも畜舎までかけておるじゃないかということ、一方では固定資産税の対象のワケに拡大するといふ可能性がある。この共済制度の拡充をするために、この点についてけじめをつけるということも一方では考えて善処するといふ姿勢がないと、これまたトラブルが起きると思うのです。この点について十分研究もしてもらい、最善の配慮をする。考慮をするというそういう姿勢があつてほしいと思うのですが、この点についての御意見を聞いておきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 温室、ハウス等の固定資産税につきましては、県によつてはこれを取るところあるいは取らないところと、従来扱ひがばらばらになっておりました、この点の調整が問題になった結果、自治省とも話しまして、課税対象の限度額を非常に引き上げた措置をとつたわけでございます。そういうこともございまして、今後とも自治省ともよく連絡をとつて、扱ひに不公平が生ずるとか不合理な扱いが起ることというふうなことがないように、私たちも常にそういうふうなやうにしていきたいというふうに思つております。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開議
○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。津川武一郎。
○津川委員 きょう農林大臣といろいろ質問し合つたのですが、きょう大臣が出席しないので、少し別な方向で進めていきたいと思ひます。
そこで、きのうの、リンゴの腐乱病予防のため

にどのくらい国で援助していますか、これをまず答えていただきます。

○伊藤(俊)政府委員 リンゴの腐乱病だけに特に幾らというふうなことはしておらないわけでありま。

○津川委員 腐乱病に次いで、今度は斑点落葉病、黒星病防除のために、腐乱病防除のために、きのう言われたように、防除費を改正して、特にトップジンを使ったその地域にかなり斑点落葉病が出てきたが、この点農林省はつかまえておられるでしょうか。

○伊藤(俊)政府委員 出てきているようでござい

○津川委員 これも、共済金額を少なくする意味においても、また予防する意味においても非常に大事だと思ひますが、斑点落葉病予防のために、国の施策はどんなことをしておりますか。

○伊藤(俊)政府委員 腐乱病と同様、特に斑点落葉病のために特別の事業を行なつておるわけではございませ。

○津川委員 黒星病防除のためにトップジンをまいて、葉害が起してくる、その葉害は共済の対象になりましようか。

○内村(良)政府委員 葉害は共済の対象になりま

○津川委員 次に、きのういただいた資料でござい

○内村(良)政府委員 果樹保険の実施という場

○津川委員 果樹保険の試験実施です。

○内村(良)政府委員 果樹の試験実施に当たりま

○伊藤(俊)政府委員 米作転換の転換作物とし

模の推移などから見まして、当時、共済組合連合会にはある程度余裕があつたと思はれるわけござい

○津川委員 今度、畑作共済をする点で、人員増

○内村(良)政府委員 この点につきましては、

○津川委員 果樹保険から果樹共済、今度の畑作

○内村(良)政府委員 先ほども申しましたよう

○津川委員 その次に、米からの転作の戦略作物

○伊藤(俊)政府委員 米作転換の転換作物とし

て、私どもはやはり大豆、飼料作物等を考えてお

○津川委員 考えているだけでなく、生産調整に

○伊藤(俊)政府委員 そのために努力いたして

○津川委員 ところが、生産調整の始まる前、昭和

○伊藤(俊)政府委員 転作された大豆というもの

○津川委員 もう一度繰り返してお尋ねします

○伊藤(俊)政府委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○津川委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○伊藤(俊)政府委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○津川委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○伊藤(俊)政府委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○津川委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○伊藤(俊)政府委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

○津川委員 大豆は従来畦畔等で簡単に

やっておったようなこともあるようでございますが、そういった大豆が農業の機械化というようにことでじやまになるようなこともございまして、そういった面からの減少ということもまた事実でございます。また小規模で大豆をやりましたも、十分にその販売ができないというようにございまして、そういった農家が自家用に大豆をつくらなくなってきたというようにございまして、みそはむしろ買ってきてしまうというようにございまして、大豆がかなり減ってきたということも事実だと思ひます。

○津川委員 今度の畑作共済の対象作物であるアズキはどうでございますか。作付面積はふえていますか、減っていますか。

○伊藤(俊)政府委員 アズキでございますが、作付面積をとりますと、四十年が十萬八千四百町歩でございますが、四十七年が十萬八千四百町歩ということでございまして、大体横ばい程度でございます。

○津川委員 そこで、アズキは横ばいか、むしろ増加傾向が見られる、年度によって差も出てまいりますが、これはアズキはペイするからですよ。大豆は価格が低くてペイしないから増加しない、こう考えませんか。

○伊藤(俊)政府委員 価格としてアズキのほうがより有利になっていることは事実でございます。○津川委員 きようは議論しませんが、稲作からの転換戦略目標である大豆を育てていくとすれば、どうしても大豆の価格を、生産費を上回るだけでなく、そこから所得が得られるようなかっこうにまで補償することが、戦略転換作物の大豆を育成していく第一義であるということを申し述べ、それを要求して、次に移ってまいります。

そこで、大豆は、アズキと同じように、年によって冷害の被害率が非常に違います。ある年は全然ない、ある年は五〇何％、こういうことが大豆とアズキにいわれます。そこで、災害共済を根本的に

にやるとすれば、この大豆とアズキを冷害から守ることが第一義になると思うのですが、大豆とアズキに対する冷害対策がどうなっているのでしょうか。

○伊藤(俊)政府委員 北海道の畑作物、いま先生御指摘の豆類でございますけれども、積雪寒冷地の気象条件のもとで融雪がおくれば、あるいは夏の低温あるいは早晩霜というように、いろいろ気象的な影響を受けて被害が出ておるわけでございます。

私も、こういった冷害の基本対策といたしましては、耐冷性品種の育成をはかることでありますが、地力の培養が寒冷気象下において冷害の軽減に効果が見られるということもございまして、畜産と畑作との有機的な結合ということも強める。つまり堆肥の土壌還元による地力の培養ということをはかるうといはれております。こういった施策につきましまして、高効率の集団畑作経営確立対策事業というものを今年度やっております。おきまして、病虫害が発生しやすいというようにございまして、病害虫防除の徹底を期する施策をやっております。

で、作物別に考えますと、豆類の中ではインゲンが一番冷害に強くて、アズキのほうが弱いようであります。豆類につきましましては、畑作のローテーションの中で重要な作物でもございまして、耐冷性品種の育成に努力をしております。当面、農協なんかにある程度種子の備蓄を指導いたしております。また、これはあまりたくさんではございませんが、パレイシ原産種農場といったようなところで再播用の種子の確保をはかっております。

○津川委員 局長の答弁、黙って聞いているのがほんとうなんでしょうけれども、私は昨年、一昨年、帯広の芽室の北海道の国の試験場を見てまいりました。そこでアズキ耐冷品種の育成、何もしていない。しかも農民は、この試験場がアズキに

何でこんなに冷淡なんだろう、こういうことなんですよ。

もう一つ、昨年も一昨年も北海道で農事試験場を幾つか見ました。青森県の農事試験場も見ました。この次から次官にお尋ねします。どうでしょう。ここで米に対する耐冷品種開発、やめているのです。試験研究は、うまい米、みえのいい米、こういう実態になっているわけですよ。私は日本の農業の中で中核作物である米を育てようとするば、いかなる状況においてもどんな時代になっても、寒さに強い品種を編み出す研究、病虫害に強い品種を編み出す研究は永久の課題でなければならぬと思つてゐる。農林省側に言わせると、耐冷品種の試験研究もやっていると云つてゐるが、現実にはそれをやると本省のほうがきげんがよくない、業績として育たない。いまでも芽室のところで実施する上のはの覚えがめでたくな、これをいう形で現実には芽室でアズキの耐冷性試験研究はとまっております。現実には米の耐冷品種の試験研究がとまっております。こういう状態は直ちに打破しなければならぬ。

そこで、農林次官の御意見を承りたい。もし私の指摘した事実が違つておるならば、調べていただいてまた返事してください。それはよろしいのです。私が行った時点においては、そんな状態が見られておつたということ、この二点を答えていただきたいと思つてゐる。

○中澤政府委員 北海道におきます水稲なりアズキの耐冷性品種の育成に関する御質問がございまして、私からお答え申し上げますが、ただいま先生からお話のございましたような事実があるかどうかにつきましては、一応私の方で調べた上で御報告したいと思います。

ただ、北海道におきます農業は全般的に冷害との戦いでございまして、試験研究もすべてそういう前提でやっておりますのでございまして、先生御承知のことと思いますが、耐冷品種に関する試験研究も歴史がございまして、北海道においては

特にそうでございます。米について申し上げますと、多収時期を離れまして、確かに味のよい米、あるいは機械化に向かうという品種をつくる面の仕事が多くなつてゐることも事実でございますが、北海道におきまして基本的には水稲の耐冷品種の研究をおるおかにしてゐるとは考えておりません。特に四十年代に入りまして、ファイトトロンを北海道は大型のものを導入いたしましたので、各品種の生理、生態を研究するのに日光なり温度の調節、人工調節でございまして、しやすくしておりますので、むしろそういう意味におきましては、研究の効率化を促進できるような条件をつくつて試験研究をしてゐる、こんなふうに考えておるわけでございます。

アズキにつきましては、先生御指摘になりましたところで試験をやつていないというお話でありますけれども、四十八年度から新たに道の試験場に指定試験としてアズキの品種の試験をお願いしておりますのでございまして、これはもちろんです、先ほど農畜園芸局長のほうからお答え申し上げましたような農政との兼ね合いにおきまして、従来やつていなかったものを追加したというようにございまして、北海道におきましては、従来以上に力を入れていく、こういうつもりでございます。

○中澤政府委員 ただいま担当からお答えしたことに尽きと思つてゐるのですが、なお一そう先生の御指摘の点、私どものほうでもよく調べてみたいと思つております。特に耐冷性の問題というのは、これは北欧並びにポーランドその他のほうでも相当研究しているやに聞いておりますので、十分この研究を詰めてみまして、先生の御期待に沿うような方向でたえていくように私も示唆するつもりでございます。

○津川委員 アズキの試験研究、ここで私はあえてその試験場の、かなり重要な人ですが、その名前を秘します。こう言つてゐるのです。投機作物であるアズキに、国や道の予算を使って本気に試

験研究できるものか、こういう態度なんですよ。このところをしっかりと確かめて、私はやはり一番冷害に弱いアズキの耐冷の試験研究は行なうべきだと思ひます。これが一つ。

二つ目には、いま技術会議で試験研究を行なっていると言っているところが、北海道で耐冷の試験研究をやると知事の覚えがめでたくないのです。青森県で耐冷試験の研究をやると知事の覚えがめでたくない。彼らは、いまうまい米づくりの方角転換しているときに、こういうことなんです、実態が。そこで、北海道の農事試験場、青森、岩手、秋田の農事試験場で四十六年、四十七年に米の耐冷試験をどのくらい行なったか、その項目、その成果、そのために使ったお金、これを調べて後刻出していただきたい。それを見てからまたもう少し——これは日本の農業を守るためには、私はそういう点で耐冷研究は永久の課題だと思ひますが、これが実際にとだえているのではないかと心配が、行ってみると、あるわけです。突っ込んでみるとそういうことなんで、そのことを要求しまして、きょう質問はこれで終わります。

○佐々木委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 大臣が御出席ないですけれども、大臣はどういう御都合になつておるであらう。きょうは大事な法案の採決をするということになつておるそうですが、一体どういう御事情になつておるのか。

○佐々木委員長 農林大臣はただいま参議院の委員会に出席しておりまして、こちらの採決の直前に見えらるることになつております。

○井上(泉)委員 採決の直前ということとは、いま私が直ちに質問をやめて採決といつたら、すぐ来られますか。

○佐々木委員長 なるべく井上さんの御質問に答え得るようなぐあいに入大臣が入るようお願いしたいと思ひますから、どうぞ質問を続けてください。

○井上(泉)委員 私は何も大臣だけに質問するわけ

けではありませんけれども、やはりこれは法案の採決の日でありますし、大臣がそのときばかりと来てそれに対して適当な答えをする、こういういふば員数的なやり方は非常に不満でありますので、あえてその点は指摘しておるわけです。

そこで、お尋ねしますが、きょうはこの法案もいよいよ私が最後の質問だということになり、問題はかなり出尽くしたと思ひます。そこで、この法案の提案者である農林省において、いままでの委員会で問題として指摘された点に対するお答えをひとつお願いをして、それによって、私、満足していけば一切の質問は終わりますから、お答え願ひたい。どういふ点が問題になり、どう答えたいか。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

この畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案の審議におきまして問題になつたおまな点は、いろいろなことが問題になつたわけでございますが、私の記憶で主たる点を申し上げます。

と、まず第一に、従来どのような調査をしてきたか、それからこれまでの調査ではどのような問題があつたのか。すなわち北海道におきましては、昭和三十三年ごろから畑作物共済につきまして非常に要望があり、いろいろな調査を行ない、さらに四十四年から三年間は、戸数は百戸でございまして、現実には現金の受け渡しを行なう実験を行なつてきたわけでございます。沖縄のサトウキビにつきましても、昭和三十八年以降被害率の調査等を行なつてきており、それから園芸施設につきましても共済制度が仕組まれました、いろいろな被害率の調査をやつてきたということで、試験実施を行なえるいろいろな共済掛け金率等をつくる資料等が十分整備ができておる。ただし、園の再保険をつけた実験は北海道の場合におきましてもやつておりませんので、そういった実験をして、それから実施に移したいということを考えておるということをお答弁申し上げたわけでございます。

それから、その次に問題になりましたことは、

どのくらいの期間実験をやるのか、果樹共済の場合にははつきり法律上五年以内ということが法定されていなければならない、この法律案では全然法定されておらないということ、一体どれくらい実験をやるのか、早く実施に移すべきじゃないかという御意見が、これも多数出たわけでございます。

それにつきましては、私どももいたしましては、北海道の畑作物、沖縄県、鹿児島県のサトウキビ、内地の三十数県についての園芸施設といううなことで、三つの共済が一つの試験実施になつておる。しかも過去の被害率の調査等を見ると、非常に資料が整つていゝものとそうでないもの等もあるということ、一律に法定することは非常に問題があるので法定してございせん。しかし、なるべく早く準備が整い、これはもう本格実施に移していいという結果が出たものについて

は、政府としてもなるべく早期に本格実施を行ないたいと考えておりますという御答弁を申し上げたわけでございます。

それから、畑作物共済については、大体六品目やるようだけれども、ほかに野菜とかお茶とかホップ等の地域特産物も対象にすべきではないかという御質問がございました。これにつきましては、野菜は非常に保険技術的にむずかしい問題がございまして、それから茶、たばこ、ホップなどにつきましては、昭和四十五年から被害の調査を行なつております。それでデータが整い、かつ有効な保険需要があるということであれば、そういうものもこの畑作物共済の対象に取り入れる方向で検討したいというようなことを申し上げたわけでございます。

それから、北海道以外の府県の畑作物共済をどう考えるのかということもきょう午前中御質問がございまして、できたら広げたらどうかといううな御話もあつたわけでございます。

それから、畑作物共済における足切り問題、これは私どもは三割以上の被害あるいは組合が選択した場合にはバレイシヨ、てん菜は二割、豆類は四割という足切りで大体実験を行なつていきたい

と思つておりますが、これについていろいろな御意見があつたわけでございます。そこで、この足切りをもう少し低くしなければ実際に入つてこないという御意見、それから補償が非常に低くなるのではないかと御意見がございまして、足切りという原則をやつてきていること、それからさらに損害評価の技術の問題等を考えた場合に、三割あるいは二割、四割の足切りの選択というところで実験はスタートしてみたいということをお答弁申し上げたわけでございます。

それから、共済期間の問題につきまして、共済期間は発芽期から始まることになるわけでございますが、北海道の一部の地域では、てん菜について、種をまいても非常に強い風が吹いて発芽する前に種が飛ばされてしまふ、こういうものを見ることはできないのかという御質問がございました。これにつきましては、私どももそういった場合の農家の被害というものはよくわかるわけでございますが、現在の共済制度は収穫した収穫物によつて損害評価を行なうというたてまえになつておりますので、種が飛ばされた場合にはまき直しができる、そこで収穫期に収穫がございまして、実際に種をまき直すということについては経費がかかるわけでございますが、それを見ることは現在の共済の方式ではなかなかむずかしいという問題があるわけでございます。

畑作物共済につきましては、あるいは何か落とされていることがあるかと思ひますが、大きな点の御質疑は大体そんなところであつたのではないと思ひます。

それから、共済金額の価格のとり方についていろいろ御議論がございました。現在の私どもの考へ方では、共済金額の基礎になる価格につきましては、行政価格のあるものは行政価格、すなわち大豆、てん菜、バレイシヨ、サトウキビにつきましては行政価格、それからアズキ、インゲンにつきましては、これは自由価格を基礎にして共済価格を決定するというのを申し上げたわけござ

いますが、それについていろいろ御議論がございました。特に自由価格のものについて、何年間の中庸何年というような考え方をとるのはおかしいのじゃないかというような御議論もございました。

それから、基準収量につきまして、平年作を基礎にした基準収量じゃなくて、もうちょっと高い基準収量をつくるべきではないか、特にてん菜、パレイシヨ等は最近非常に生産力が伸びているので、過去のたとえば七年間の中庸五年というように考え方でやった場合に基準収量が低くなる、低くなると補償を受ける機会がそれだけ減るから、基準収量をもっと現実にするべきではないかという御議論がございました。これにつきましては、生産力の伸びているものについては、そういった七十年の中庸五十年というものを基準にいたしました。それに最近の反収の伸びの修正値というものをとって修正していけばかなり現実的な基準収量ができるのではないかと、いろいろに御答弁申し上げたわけでございます。

次に、園芸施設共済につきましては、内容の農作物も一応対象になるわけでございますが、それのやり方についていろいろ矛盾が出るのではないかと、すなわち施設を中心にして考えた場合、たとえば新しい施設で安いものをつくっておく場合と、古い施設で高いものをつくっておく場合と、その補償に矛盾が起こるのではないかと、御指摘がございました。これは非常にごもっともな御指摘でございますが、いろいろな技術的な制約上、現在内容物を対象にした場合に、今般御提案申し上げているようなやり方しかないのであると考えられない、しかし、実験を通じてその辺につきましても十分検討を加えていかなければならぬ問題がございますが、現状ではやむを得ないのでないかという御説明を申し上げました。

それから、試験実施して剰余金が出たときに無事戻しをするのかどうかというお話がございました。これにつきましては、実験の結果、黒字が出た場合には無事戻しをしたいということを申し上げ

げました。

それからさらに、昨日の美濃先生の御質問で御指摘があったわけでございますが、現在われわれの考えておるやり方では組合段階ではそれぞれ物別に引き受けをして、連合会、国では北海道の畑作物及び沖繩、鹿児島、サトウキビをプールしてやることは、結果においててん菜、パレイシヨ等の被害の低いものの負担において豆類の救済をするのではないかと、政策矛盾があるのではないかと、いろいろな御指摘がございました。これにつきましては、私もどなたもいたしましては、組合の共済掛け金率を作物別に必要がある場合にはなるべく改定して、そういったことがあまり起こらないようにしたいという御答弁を申し上げたわけでございます。

それから、試験実施して赤字が生じた場合どうするのかという御質問がございました。これにつきましては、赤字が生ずるか黒字が出るかということは試験が終わってみないとわかりませんが、問題としては、その時点において考えるべき問題ではないかと思ひます。ただし、黒字が出た場合には極力無事戻しをしたいという御答弁を申し上げました。

それから、畑作物共済の掛け金につきまして、交付金を共済加入者に交付するわけでございますが、その交付金をもっと上げたかどうかという御意見がございました。これにつきましては、実験でございまして、畑作物共済については純共済掛け金の三割、園芸施設共済については一割というところでやむを得ないのでないか、私も努力いたしましたという御答弁を申し上げました。

それからあと、事務費について先ほど津川先生からちょっと御質疑があったわけでございますが、あるいは記憶でちょっと落としておるところがあるかと思いますが、大体そんなところが主たる質疑の問題点であったわけでございます。

○井上(泉)委員 まあ会議録を見ればわかることではありますけれども、私だいたい農林委員会を欠

席しておりますので、お世話をかけたわけであり

ます。いま御説明の審議の中で問題になったところについて、施設園芸についての内容であります。これを建物にするのか、中のもので対象にするのか、何かその辺の答弁が不明確であったのです。この園芸施設共済については、掛け金はこれとどういうふうな評価してやるのか。それから建物だけではない、中のものもやはり保険の対象に入れるのは当然だと思ひますが、それについての説明を承りたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 施設園芸につきましては、内容の農作物も共済の対象といたします。この施設園芸、特に温室とかビニールハウスを共済の対象にして、共済団体でもいろいろ研究してきたわけでございますが、その場合、外側と申しますか、施設そのものを対象とするということで研究してき

たわけでございます。そこで、今般畑作物につきましては、実験案を提出するにあたりまして、私どもが原案を考えました場合に、北海道の五つの畑作物、それから沖繩のサトウキビを対象とする以上やはり内地の大きなものを対象にしたいという

ことを考えた場合に、施設園芸の野菜、花等が対象になるわけでございます。そこで、これを取り出して共済にするということは保険技術上非常にむずかしい問題がございまして、園芸施設と一体として扱う、すなわち共済金額につきま

しては施設の〇・二五というところで共済金額をきめる。それから支払いにつきましては、施設の損害を基礎にして内容物の損害を評価する。ただし、内容物が全滅したという場合にはそれ自体として評価するといふような場合にはそれ自体で

ございまして、保険のやり方としてはきわめてラフではないかという御批判があるかもしれませんが、現状ではそういったことで実験をスタートする以外に技術的にやりようがないというふうなふう

して、たとえば昭和四十七年度は千七百万が収入支出で残った勘定になっておるわけですが、この無事故戻しというのは、昭和四十七年度では、これは無事故戻しをされたあとの金額か、それとも、その無事故戻しをやらぬ以前の金額なのか、その点について。

○内村(良)政府委員 水稲共済におきまして、昭和四十七年度におきましては、先生御指摘のように約千七百万円の黒字が出ておりますけれども、これは無事故戻しを行なう前の数字でございます。

○井上(泉)委員 それでは、たとえば四十三年から四十七年までの合計で五百八十五億九千五百万という黒字が残っておりますが、これはそうすると、昭和四十六年度は赤字ですけれども、四十五年、四十四年、四十三年度の分については、無事故戻しをした金額になるんですか。これはそれになってないのですか。

○内村(良)政府委員 その数字には無事故戻しは入っておりません。無事故戻しは、別途、この数字以外で行なっております。

○井上(泉)委員 この数字以外ということ、この無事故戻し金を引くと、これよりか少なくなるといふ意味ですか。

○内村(良)政府委員 御案内のように、連合会ないしは組合は、剰余金が出た場合に、これを法定積み立て金、それから無事故戻し積み立て金、特別積み立て金というふうな積み立てるわけでございます。したがってしまして、その無事故戻し積み立て金を財源といたしまして、無事故戻しを行なうということになるわけでございます。

○井上(泉)委員 それでは、その答弁は納得せぬですけれども、時間がないので、果樹の試験実施をやった結果を資料としていただいておりますので、すけれども、八億六千六百九十一万円という政府の不足金額が出ておるわけですが、これを、今般試験実施から本実施に移るわけですが、この場合の不足金額はどういうふうな処理されるんですか。

○内村(良)政府委員 農業災害補償制度は、いわ

ゆる収支の長期均衡というものを前提にしているわけでございます。したがって、この試験実施で生じた不足金は、今後果樹保険の長期均衡の中で消していくことになるわけでございます。

○井上(泉)委員 それは、やはり政府負担で消していくことになるわけでしょう。

○内村(良)政府委員 農業災害補償制度の場合には、農家の支払います掛け金につきまして国庫負担がございます。その国庫負担もあって、政府に再保険料が入ってくるわけでございます。その再保険料を財源として収支の均衡を長期的にとる、こういうことになるわけでございます。

○井上(泉)委員 それじゃ、その試験実施とそれから本実施とはいわゆる会計上——これは全県で区域を指定してやっただけでしょう、試験実施は。それと件数で、温州ミカンで十四件、夏ミカンでこうと、こういうふうになっておるのですが、その辺の、これから入るものといままで入っているものとの間において、この不足金というものは同じようにこれを扱われるようになるのかどうか、その点でございますか。

○内村(良)政府委員 その点につきましては、別経理をいたします。

○井上(泉)委員 そこで、その畑作並びに園芸施設の共済という制度は、いろいろと政府からいただいております資料等を見た場合においても、非常に私、不満であるわけですが、こういう制度というもの、これはこれからの畑作というものを発展させるためにあるのか、あるいはこれからの施設園芸を進展させるためになっているのか、あるいは現在の畑作や施設園芸に対する恩恵的な政策としてやっておるのか、そのいずれであるのか、その点についての御見解を、いま農林大臣が参られましたので、農林大臣から承りたいと思います。

○櫻内国務大臣 これはこういう共済のことでございますから、共済の本来の目的を考えてみまするに、畑作経営農家の経営安定に資するためにやるということとは言ってもないことだと思いま

す。○井上(泉)委員 経営の安定のためにすれば、非常に不十分である、そう私は指摘せざるを得ないわけですね。

そこで、この施設園芸の場合におきましても、

何といましてもこの施設園芸を行なうにあたっては肥料、地力ということが非常に大きな役割りを果たすわけですが、最近におきましますこの肥料の状態を見た場合に、昔のような有機質肥料というものをほとんど使わない。そういう中で地力はだんだん減退をしておる。まさに公害日本列島で、農地も破壊されておる、こういうふうな状態にあるわけですが、この点について、この施設園芸に対する、いろいろ作物にもよりますが、有機質の肥料と無機質の肥料とが、大別してどのくらいの割合であったら一番適当だと思えるにやうに思われます。関係の局長から御答弁願いたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 量といまして、化学肥料一に対して有機質五ぐらいのほうがよろしいというふうなことでございます。

○井上(泉)委員 それが現在ではどうなっておるのですか。

○伊藤(俊)政府委員 ちょっと的確な比率がわかりませんが、有機質のウエイトが下がってきておると思っております。

○井上(泉)委員 やはり農林省は食料政策を進めておる省であるし、畑作にしても施設園芸にしても、肥料というものが重要なウエイトを占めておるのではありませんか、大体その肥料がどういうふうになっておるかという大づかみぐらいのことは私は御説明を願いたいと思うわけでございますけれども、その御説明をいただけないということ、肥料というもののいかに無関心であるかという農林省の正体を示したのと思うわけですね。

そこで、いま非常に施設園芸等についての肥料に必要な魚かすとか油かすとか、そういうふうなもの生産状況はどうなっておるのか、さらには

また、一番公害でやかましくなっております牛豚、こういうふうなもの尿に対する処理がどういうふうになされておるのか、その点についての調査を、必要の範囲で御答弁願いたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 魚肥の需給状況でございますが、四十七年度における魚かす粉末の国内生産量は約六十万トン、輸入量は五万トン程度と見られております。そのうちえさに使いますものから、肥料用の魚かす粉末は五、六万トンと推定されておまして、主として配合肥料原料に使用されておるわけでございます。最近、有機質肥料の需給が顕著化しております。したがって肥料用の消費は先ほど申し上げた数字より若干減少しておるのではないかと私どもも考えております。

それから尿尿でございますが、尿尿は昔はかなり使っておったわけですが、最近ではずいぶん減っております。これは、あまり使われなくなつてきておるというように私どもも承知いたしております。

○井上(泉)委員 尿尿を使わなくなつてきたこと、それから自給肥料を使わなくなつてきたこと、そのことと自給肥料の減退を来たしておるといふことを指摘せざるを得ないと思ひます。その地力の減退の状態についてそれほどの心配は要らない、そうお考えになっておるのかどうか、もうここあたりで地力の培養に積極的になり出すなければいけないのではないかと、こういうふうにお考えになっておるのかどうか、その点をひとつ。

○伊藤(俊)政府委員 先生御指摘のようには、地力の減退というものが若干見られておるわけでございます。私もこれを憂慮いたしております。水田においてもそうでございますが、そういった地力の維持培養のためにいろいろなことを考えなければいけないと思ひます。たとえば水田におきましてわらを焼かないで切りまして水田の中に還元

していくというふうなこともやらなければいけません。それからまた、畜産との関係で、畜産の排泄物、ふん尿を土壌に還元していくというふうなことも必要と思ひます。これは畜産団地あるいは私どものほうでやっております畑作地帯におきまして、畜産との結びつきというふうな諸事業を通じて、そういったことに努力を払つておる次第でございます。

○井上(泉)委員 この畑作にしても施設園芸にしても、農業というものを大切な国民の食料を生産する仕事として見ずに、一つの企業として見て、いわゆる生産性を高めるとかあるいは企業の利潤を高めるとかというふうなことにいわばきゅうきゅうとしてきたというのが、今日指摘される現状ではないかと思ひます。そこらあたりの畑作も、せっかくこういう共済制度をつくるのだったら、これからの畑作の作物は日本で不足の品物ばかりです。そういうわけで、畑作の農政も施設園芸の農政もここにもっと大きくこれを発展さすような方向に考えなければならぬ時期にきておるのではないかと、それを単に農業を企業ベースで見るといふことは今日矛盾に満ち満ちたものであるかというところは今日証明されておると私は思ふのですが、その点についての農林大臣の見解を承りたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 肥料問題を中心としたしまして畑作農業経営についての御所見を承り、私はこれは非常に貴重な御意見と感じた次第でございます。堆肥等の有機物の施用が非常に不足しておる。これは地力の低下も来たとすといふことは当然でございます。そこで、私としては、無機物と有機物のバランスのとれた施用という観点から、今後土壌条件等に対応し有機物の施用についての対策、指導を強化する必要がある、このように御質問を承つて感じた次第でございます。(採決、採決と呼ぶ者あり)

○井上(泉)委員 対決法案じゃないから、ひとつ強行に急がぬように頼みます。そこで、魚肥の関係ですが、水産庁おいでに

なっておりますが、日本は水産国で、各漁場ごとで魚のいわゆる廃棄物、これの処理に非常に困っておりますが、魚肥とこの廃棄物を処理するのと、この点相結合すればいい肥料の生産ができると思うわけですが、この点について水産庁はどういうふうな取り扱いをしておるのか、承りたいと思います。

○平井説明員 御説明申し上げます。

国におきましては、昭和三十八年以来、大量に水揚げがされております主要な産地の漁港におきまして、水産業協同組合、そういうものがいわゆる産地の流通加工センターをつくりまして場合に補助を行なうてきておるわけでございます。その一環としてしまして共同の残滓処理施設、具体的に申し上げますならば、煮熱機、機械乾燥機でございますとか、それに補助いたしております。こういうことを行ないまして産地におきまして魚を集中的に加工処理するというによりまして流通の合理化、それからまた、おっしゃいましたような資源の有効利用という観点から、人間の食べられない部分を魚かす、魚粉に加工して肥料をつくるというのをやっておりますわけでありまして、同時に食べない部分が捨てられまして、いわゆる水の問題等も一緒にございまして、公害を発生することを防ぐようにやっております次第でございます。

○井上(農)委員 時間に協力いたしますが、いま私のところにちょうど電報が参りました、この電報は直接この法案とは関係ないわけでありまして、けれども、私は漁村の魚かす問題でやろうと思っておりますので、広義に解釈をしていただきたいと思います。これは仮谷理事も直接関係を持っております問題でありますので、与党もひとつ御協力を願いたいと思います。

今回のPCB汚染問題は非汚染地域である本県もそのおろしを食って魚価は暴落し、生産県といえども、生産経費もまかなえず、休業する漁村が続出する状態にありますので、これをぜひひとつ、汚染地域のみならず、こういう非汚染地域の漁民対策についてもすみやかに講ぜられたい、と

ういつて、漁連の会長から野党である私のところにも電報が来ておるような状態でございます。せっかくの機会でございますので、農林大臣が参議院で二百五十億のつなぎ融資を汚染地域と指定した地域のみで融資するような話を言われておるのでありますけれども、このPCB汚染のあたりを受けて、汚染地域でない漁民も困っておりますし、それよりもなお困るのは国民大衆だと私は思います。だから、この際は汚染地域外の漁民に対しても、これに対する補償、融資の方法については講ずるという考え方があつかないかということ、さらには国民の食生活を安定さす点においても、汚染地域でない地域の魚については、農林省が土佐沖はだいいじょうぶだ、どの地区はだいいじょうぶだ、こういう宣伝とか意識表示をもつとされるのが国民のために忠実な行政の姿勢だと思つてあります。この機会でございますので、御見解を承りたいと思います。

○櫻内閣務大臣 PCB汚染の問題につきまして、これは昨年の一般の調査に加えて、本年の二月、三月に精密調査を行なつたわけでございます。これが発表につきましては、現実にはこの調査に当たりました県当局との間に密接な連絡をとるながら、しかもある程度の時間の余裕を持ち、発表に際しましてはきつめて限定された地先とそれから魚の幾つかの種類を正直に申し上げたのであります。しかしながら、これらの発表の事実といふものが、そのまゝ一般大衆あるいは関係漁民の方々の理解を得るにつかまして、私どものお世話のしかたが不十分であつたか、意外と大きな波紋を描いておる実情にあるわけでございますが、その実態につきましては、関係県とも十分連絡をとりまして、詳しく周知徹底をするようにしておりますところでございますので、PCBの汚染問題についてはだんだんその実態というものが認識されつつあると思うのでございます。そこに水銀汚染問題が第三水俣病の関連で起きておりますが、これらのことにつきましては、汚染の問題のあるところは早急に調査をいたし、その実態を明

らかにしようということで、環境庁を中心に全国調査あるいは九地域調査が進められておることは御承知のとおりだと思います。私は事実が正しく報道され、認識されることがまず前提ではないか、このように思つておるわけでございます。

それから、ただいまの電報に伴うところの被害漁家あるいは被害関連業者、これらの方々の救済につきましては、原則としては原因者負担の原則を繰り返して申し上げておるわけでございますが、原因者が明らかなくとも、原因者が不明で、被害を受けた方々につきましては、原因者が探求される間、その間の緊急の措置を講じなければならぬということから、今回の緊急のつなぎ融資の措置を講ずることとしたわけでございまして、いまお尋ねのこれに関連をするもので、これはなかなかむずかしい問題だと思つております。一体その原因者はどこに求めるのかというふうなこともなかりかねません。そういうことでございまして、中小企業との関係につきましては、国民金融公庫等を通じての措置はすでに決定をいたしました。その他の関連につきましては、それぞれの県からの報告を受け、実態を把握いたしました。その上で検討をさせていただきます。またこれにつきましては、ただ単に農林省の関係だけではございせんので、御承知の水銀等汚染対策推進会議が中心で、現に被害を受けておられる方々のために具体的な対策、措置を講ずるよう、農林省としてもその会議を通じて十分建設的な意見を申し上げたいと思つておる次第でございます。

○井上(農)委員 非常にうちの理事から急がれておりますので、これで質問を打ち切るわけですが、大体この畑作にしても施設園芸にしましては、もしていま言った漁業の問題にいたしまして、いつも大臣が言われるとおり、農林省は国民の大切な食料の行政をあずかつておる省ですから、もつとひとつ——たとえば漁業の漁民の問題

につきましても、自分のところの魚価がこれにために下がつておる、その原因者を求めるなんというのは決して求めようがないでしょう、そこは汚染されてない地域だから。そういう点からしても、私はもつと馬力をかけて国民の食生活を安定させ、絶えずその行政が前向きであるように、そのことを強く期待をするわけであります。特にせつかく畑作の共済あるいは園芸施設の共済制度をここにくり出した段階において、初め局長から答弁がありましたように、いろいろと問題点が出されておるが、その問題点を通り一ぺんに受けとめて、ここで幾らりつぱな附帯決議をつけても、もう通つたから附帯決議には拘束されない、そうお考えになつてはたいへんなことだと思つた。そういう点については農林大臣のいま一度の御決意のほどを時間の許す限り聞かせていただいで、私、質問を終わります。

○櫻内閣務大臣 今回お願いしている畑作共済等のこの法案につきましては、この委員会でもいろいろの角度で御議論があり、しかも政令にゆだねている面も相当ございます。本日これから御決議をちょうだいするわけでありますから、その御決議を十分政令等に反映いたしまして、各委員の皆さんの御意見に沿つた畑作共済がらつぱに成長するようにつとめる次第でございます。

○佐々木委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○佐々木委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し附帯決議を付したいと存じます。
案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)
畑作物共済及び施設園芸に対する適切な災害補償制度確立の緊要性にかんがみ、政府は、三年間を目途にその本格実施への移行が図られるよう努めるとともに、左記各項の実現について万全を期すべきである。

記

一 畑作物共済の対象作物については、現在予定されている地域及び品目の拡大についても、その実態に応じてすみやかに所要の調査を行ない、対象に加えることを検討すること。

二 被害農家に対して適切な補てんを行なう観点から、実態に即した適切な基準収穫量の設定、共済金額及び掛金の設定並びに損害評価については、関係団体等の協力を得て、その合理的かつ適正な実施に万全を期するとともに、無被害農家に対する無事戻しについても、組合等の事業収支については対象作物ごとに区分経理する等これが実施に関する方針を明確にして遺憾なきを期すること。

三 畑作物共済については、品質低下を補てんの対象とすることについて、さらに検討を行ない、また、園芸施設共済については、指定園芸施設内の農作物について、より充実した補てんが受けられるよう検討すること。

四 加入者に対する交付金については、加入促進の観点からも適切な交付割合とするよう努めるとともに、事務費については事業の円滑適正な実施が図られるよう事務内容の特殊性も考慮し、必要な額を十分助成すること。

五 沖繩の基幹作物であるさとうきびについて、その振興を図るため、共済制度化の推進とあわせて、土地基盤整備、省力技術の開発

普及、品種改良及び価格安定等の諸対策をさらに拡充強化すること。

六 最近における肉豚、鶏等の経営の進展にかんがみ、これらを対象とした共済制度の確立について、可及的すみやかに調査等を完了し、必要なものからその実現に努めること。右決議する。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処いたしてまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

昭和四十八年七月十四日印刷

昭和四十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H